

令和 6 年分
公的年金等の

扶養親族等申告書の手引

○ご本人様分の基礎的控除以外の所得税の各種控除を受ける場合には、扶養親族等申告書を毎年ご提出いただく必要があります。

○住民税に関する事項は、配偶者または扶養親族に令和 6 年中の退職所得が見込まれる場合のみ記入してください。

記入例	◆ 「扶養親族等申告書」のご記入について	1 ページ
	1 受給者ご本人の申告	3 ページ
各種控除について	2 源泉控除対象配偶者の申告 <small>（または障害者に該当する 同一生計配偶者の申告）</small>	3 ページ
	3 扶養控除の申告	3 ページ
	4 障害者控除の申告	4 ページ
	5 寡婦又はひとり親控除の申告	5 ページ
	6 扶養親族が非居住者（国外）である場合の申告	6 ページ
参考資料	7 所得金額の計算方法	6 ページ
	8 住民税に関する事項	8 ページ
	9 源泉徴収税額の計算	9 ページ
	10 確定申告	10 ページ
	11 よくある質問と回答	11 ページ

扶養親族等申告書をご記入のうえ、
同封の返信用封筒に封入し切手を貼付して
ご返信ください。

◆ 「扶養親族等申告書」の記入について

1 受給者ご本人の申告 3分

- 申告書にご自身の氏名を記入してください。
- 電話番号、住所等必要事項を記入してください。

2 源泉控除対象配偶者または障害者に該当する同一生計配偶者の申告 3分

- 受給者と配偶者の年間所得の見積額によって申告できる内容が異なります。この欄の案内に沿って、該当する箇所を記入してください。
- 申告する方の氏名、個人番号、続柄、生年月日、住所、令和6年中の年間所得の見積等必要事項を記入してください。
- 住民税に関する事項は配偶者に令和6年中の退職所得が見込まれ、退職所得を除く所得額が95万円以下の場合のみ記入してください。**

3 扶養控除の申告 3分

- 年間所得の見積額が48万円以下であることを確認してください。⇒6分「所得金額の計算方法」をご覧ください。
- 申告する方の氏名、個人番号、続柄、生年月日、住所(同居の有無)、令和6年中の年間所得の見積を記入してください。
- 住民税に関する事項は扶養親族に令和6年中の退職所得が見込まれ、退職所得を除く所得額が48万円以下の場合のみ記入してください。**

4 障害者控除の申告 4分

- 年間所得の見積額が48万円以下であることを確認してください。⇒6分「所得金額の計算方法」をご覧ください。
- 申告する方それぞれの障害者の区分に○印をつけ、手帳の種類、交付年月日、等級、障害の状態を記入してください。

5 寡婦又はひとり親控除の申告 5分

- 該当する「区分」に○印をつけてください。
- 住民税に関する事項は受給者本人または扶養親族の年間所得の見積額が要件(受給者本人：500万円以下、扶養親族：48万円以下)には該当しないが、令和6年中の退職所得を除くと要件に該当する場合のみ「3.寡婦」または「4.ひとり親」を選択してください。**

令和6年分 公的年金等の受給者の扶養親族等

趣町税務署長 公的年金等の支払者の名称 市議会議員共済会
 該当市区町村長 職 公的年金等の支払者の法人番号 5010005002564
 公的年金等の支払者の所在地 東京都千代田区平河町2-1-2 全国

1. 受給者ご本人の申告

氏名	フリガナ キョウサイ ジロウ 共済 次郎	住所	〒(999 - 0006) 東京都共済市六本木6-
生年月日	(明治・大正・昭和) 26年 6月 2日	配偶者	1) 有 2) 無
電話番号	(9999) 99 - 9999	世帯番号	共()

2. 源泉控除対象配偶者または障害者に該当する同一生計配偶者の申告

1. 配偶者の年間所得見積額が48万円以下 ⇒①②③をご記入ください
 2. 配偶者の年間所得見積額が48万円以上

氏名	フリガナ キョウサイ ハナコ 共済 花子	続柄	1) 夫 2) 妻	生年月日	(明治・大正・昭和・平成) 27年 4月 1日	住所または居所	(同居)・(別居)・(非同居) 別居・非同居(国外)の場合は住所を
個人番号(マイナンバー)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	控除の種類	1) 老人控除対象				

3. 控除対象扶養親族の申告(16歳以上(平成21年1月1日以前生まれ))

氏名	フリガナ キョウサイ タロウエモン 共済 太郎衛門	続柄	1) 子 2) 父母 3) 孫 4) 祖父母 5) その他	生年月日	(明治・大正・昭和・平成) 15年 12月 23日	住所または居所	(同居)・(別居)・(非同居) 別居・非同居(国外)の場合は住所を
個人番号(マイナンバー)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 1 4	控除の種類	1) 老人控除対象 2) 特定扶養親族	1) 16歳以上30歳未満または 2) 留学 3) 障害者 4) 年38歳未満			

4. 16歳未満(平成21年1月2日以後生まれ)の扶養親族の申告(2人以上いる場合)

氏名	フリガナ キョウサイ ハナエ 共済 花恵	続柄	1) 子 2) 孫 3) その他	生年月日	(平成・令和) 21年 8月 1日	住所または居所	(同居)・(別居)・(非同居) 別居・非同居(国外)の場合は住所を
----	--------------------------------	----	------------------------	------	-------------------	---------	--------------------------------------

5. 他の所得者が控除を受ける扶養親族等の申告

氏名	フリガナ キョウサイ ハナエ 共済 花恵	続柄	1) 子 2) 孫 3) その他	生年月日	(明治・大正・昭和・平成・令和) 21年 8月 1日	住所または居所	(同居)・(別居)・(非同居) 別居・非同居(国外)の場合は住所を
----	--------------------------------	----	------------------------	------	----------------------------	---------	--------------------------------------

※ 住民税に関する事項欄は、地方税法第45条の3の3及び第317条の3の3に基づき、公的年金等の

令和6年中の年間所得の見積額

年間所得の見積額によっては各種控除を受けることができなくなる場合があります。計算方法については6頁「所得金額の計算方法」をご覧ください。

個人番号(マイナンバー)の記入

個人番号(マイナンバー)の記入にあたっては、受給者本人が控除対象配偶者または控除対象扶養親族に確認のうえ、個人番号(マイナンバー)を正確にご記入ください。

扶養親族等申告書

提出期限
令和5年11月30日(木)

各種控除を受ける場合には、同申告書を毎年ご提出ください。提出にあたっては、別添の冊子をご覧ください。ご記入ください。
市議会議員共済会 年金関係書類受付係
お問合わせはナビダイヤルにてお受けいたします。
ナビダイヤル 0570-002-850

市区コード 99299 所属議会名 共済市
年金証書番号 退職 第 4702156 号
共済 次郎 様

見積額	障害の区分	障害の種類	障害の状態
900万円超	1 一般の障害者	1 身体障害者手帳 2 精神障害者保健福祉手帳 3 その他の手帳	※病名・身体の状態(「6か月以上たたり」等)をご記入ください
500~900万円	2 特別障害者	手帳	
500万円以下	3 同居特別障害者	手帳	

※右表【年間所得見積額の計算方法】
主な年間所得見積額の計算方法は、
下表のとおりです。
詳しくは、同封の「扶養親族等申告書
の手引」の6頁をご確認ください。

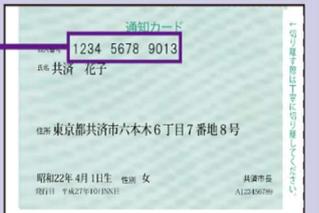
2. 配偶者の年間所得見積額が48万円超~95万円以下
⇒①をご記入ください

3. 配偶者の年間所得見積額が48万円以下
⇒①③をご記入ください

個人番号(マイナンバー)を調べるには...

「個人番号カード(マイナンバーカード)」、「個人番号(マイナンバー)記載の住民票の写し」、「通知カード」、「個人番号通知書」により確認できます。

通知カード



個人番号(マイナンバー)

個人番号カード



控除対象となる方の個人番号カード(マイナンバーカード)の写し等を添付する必要はありません。

6 扶養親族の同居の有無の申告 6頁

配偶者以外の扶養親族が「非居住(国外)」の場合は、その方を控除対象とするには、一定の要件があります。該当する区分に○印をつけてください。

扶養親族等申告書の提出について

○ 退職年金には税金がかかります。

市議会議員共済会から支給する退職年金は、所得税法により「雑所得」として所得税がかかります。退職年金受給者のうち、所得税の課税対象となる方は下表のとおりです。

年 齢	受け取る年金額
年齢65歳未満の方(昭和35年1月2日以後生)	108万円以上
年齢65歳以上の方(昭和35年1月1日以前生)	158万円以上

○ 税金は市議会議員共済会で源泉徴収します。

年金の支払者である市議会議員共済会は、年金を支払う際に所得税を源泉徴収することになっています。

○ 所得税の各種控除を受けるには、扶養親族等申告書の提出が必要です。

市議会議員共済会では、所得税を源泉徴収する際に、提出された扶養親族等申告書に基づいて各種控除を行います。

○ 市議会議員共済会が適用する各種控除の種類

扶養親族等申告書を提出することにより、配偶者控除、扶養控除、障害者控除、寡婦控除などの控除(人的控除)を受けることができます。

1 受給者ご本人の基礎的控除

扶養親族等申告書が未提出の場合でも、年金受給者ご本人にかかる基礎的控除を受けることができます。

2 源泉控除対象配偶者または障害者に該当する同一生計配偶者の申告

年金受給者ご本人の年間所得の見積額が900万円以下の場合、年金受給者ご本人と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける方及び白色事業専従者を除く)で、その方の年間所得の見積額の合計が95万円以下の場合には、「源泉控除対象配偶者」として控除を受けることができます。

また、年間所得の見積額に退職所得が含まれており、退職所得を除いた見積額が95万円以下の場合には地方税(個人住民税)の控除対象となります。

(1) 配偶者が70歳以上(昭和30年1月1日以前に生まれた方)の場合

配偶者の年間所得の見積額が48万円以下の場合、「老人控除対象配偶者」として申告できます。

(2) 配偶者が障害者である場合

年金受給者の年間所得の見積額に関わらず、配偶者の年間所得の見積額が48万円以下の場合には「障害者控除(一般の障害者・特別障害者)」の申告をすることができますので、「4 障害者控除の申告」をご覧ください。

3 扶養控除の申告

年金受給者ご本人と生計を一にする親族等で、年間所得の見積額の合計が48万円以下の扶養親族のうち、年齢が16歳以上の方(平成21年1月1日以前に生まれた方)は、扶養控除を受けることができます。さらにその扶養親族が次の(1)、(2)に該当する場合には、該当する控除を受けることができます。

また、年間所得の見積額に退職所得が含まれており、退職所得を除いた見積額が48万円以下の場合には地方税(個人住民税)の控除対象となります。

(1) 特定扶養親族

年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族(平成14年1月2日から平成18年1月1日までの間に生まれた方)

(2) 老人扶養親族

年齢が70歳以上の扶養親族(昭和30年1月1日以前に生まれた方)

4 障害者控除の申告

年金受給者ご本人や配偶者、扶養親族の方が以下の表に規定されている障害の状態に該当する場合には、障害の状態に応じて障害者控除を受けることができます。

なお、年齢が16歳未満の扶養親族(平成21年1月2日以後に生まれた方)についても障害者控除を受けることができます。

(1) 一般の障害者控除・特別障害者控除

年金受給者ご本人や配偶者、扶養親族の方が、以下の表の障害の状態にある場合

(2) 同居特別障害者控除

配偶者、扶養親族の方のうち特別障害者に該当する方が、年金受給者ご本人、その配偶者または年金受給者ご本人と生計を一にするその他の親族のいずれかと同居を常況としている場合

障害の状態	一般の障害	特別障害
①精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方	—	該当するすべての方
②精神保健指定医などから知的障害者と判定された方	中度または軽度と判定された方	重度と判定された方
③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	右の程度以外の方	精神障害者保健福祉手帳の障害等級が1級の方
④身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている方	障害の程度が3級から6級までの方	障害の程度が1級または2級の方
⑤戦傷病者手帳の交付を受けている方	右の程度以外の方	障害の程度が、恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第三項症までの方
⑥原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方	—	該当するすべての方
⑦引き続き6か月以上にわたり身体の障害により就床を要し、複雑な介護を要する方	—	該当するすべての方
⑧年齢65歳以上(昭和35年1月1日以前に生まれた方)で、町村長や福祉事務所長から認定を受けている方(例、認知症の方)	右の程度以外の方	①、②または④の特別障害者と同程度の障害がある方

※ 介護保険法による要介護認定を受けている方であっても、上表に該当しない場合は、障害者控除の適用は受けられません。

5 寡婦又はひとり親控除の申告

次の条件に該当する場合、ひとり親控除、または寡婦控除を受けることができます。

(1) ひとり親控除

年金受給者ご本人(男女問わず)が次の①②③のすべてに該当する場合、ひとり親控除を受けることができます。

- ① 生計を一にする子(年間所得の見積額が48万円以下の方で、他の方の控除対象配偶者又は扶養親族となっていない方)。
- ② 年間所得の見積額が500万円以下であること。
- ③ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。

(2) 寡婦控除

年金受給者ご本人(女性)がひとり親に該当せず、①または②のいずれかに該当する場合、寡婦控除を受けることができます。

- ① 夫と離婚した後婚姻をしていない者のうち、次に掲げる要件を満たすもの
 - イ 扶養親族を有すること。
 - ロ 年間所得の見積額が500万円以下であること。
 - ハ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。
- ② 夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない一定の者のうち、次に掲げる要件を満たすもの
 - イ 年間所得の見積額が500万円以下であること。
 - ロ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。

【寡婦控除・ひとり親控除について】

受給者本人の所得要件	受給者本人の性別	扶養親族等の要件	状態	区分	控除額
500万円以下	男性	子がいる(※)	死別・離婚 生死不明 未婚	ひとり親	36万円
	女性	子がいる(※)	死別・離婚 生死不明 未婚	ひとり親	36万円
		(子以外の) 扶養親族がいる	死別・離婚 生死不明	寡婦	27万円
		扶養親族がいない	死別 生死不明	寡婦	27万円

※受給者の年間所得の見積額が500万円を超える方、事実婚状態である方は控除の適用は受けられません。ただし、年間所得の見積額に退職所得が含まれ、退職所得を除いた見積額が500万円以下となり、上記の要件を満たす場合は地方税(個人住民税)の控除対象となります。

※扶養親族については48万円超の年間所得がある場合、所得税の控除対象になりませんが、退職所得を除いた見積額が48万円以下の場合は地方税(個人住民税)の控除対象となります。

※「子」は、他の方の同一生計配偶者または扶養親族とされていない方で、受給者本人と生計を一にする所得額48万円以下の方に限られます。

6 扶養親族が非居住者(国外)である場合の申告

非居住者とは、国内に住所を有さず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に住所を有しない個人を言います。扶養親族で控除対象の区分に該当する方がいる場合、以下の添付書類の提出が必要で
す(確認書類の提出がない場合や不足している場合は控除対象外となります)。

非居住者に該当する者		確認書類
16歳以上 30歳未満		親族関係書類
30歳以上 70歳未満	留学生	親族関係書類、留学ビザ等相当書類
	障害者	親族関係書類
	38万円以上の送金を受けている者	親族関係書類
	上記以外	控除対象外
70歳以上		親族関係書類

※親族関係書類は、該当する方が親族であることを証する次の①または②を添付してください。

①戸籍の附票の写し、その他の国または地方公共団体が発行した書類およびその親族の旅券(パスポート)の写し

②外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類(その親族の氏名、生年月日および住所または居所の記載があるものに限ります)

※添付書類が外国語により作成されている場合は、日本語での翻訳文を添付してください。

7 所得金額の計算方法

扶養親族等申告書では、申告書記入の際に「収入」ではなく、「所得」を記入することとなっていますので、主な所得の計算方法と所得計算の例を次のとおり掲載しています。

(1) 収入と所得の違い

所得税法では、所得の種類は給与所得、事業所得、雑所得などに区分されており、所得金額を求める計算はそれぞれ所得の種類によって異なります。「所得(金額)」とは、「収入(金額)」から各所得の区分に応じた控除すべき額を差し引いた金額のことをいいます。

所得の種類	所得金額(非課税所得は含みません。)
配当所得	収入金額－株式等の取得に要した負債の利子
不動産所得	総収入金額－必要経費
事業所得	総収入金額－必要経費
給与所得	収入金額－給与所得控除額
退職所得	特定役員退職手当: 収入金額－退職所得控除額 上記以外の退職手当: (収入金額－退職所得控除額) × 1/2 ※短期退職手当等については計算方法が異なる場合があります
山林所得	総収入金額－必要経費－特別控除額
譲渡所得	総収入金額－(取得費＋譲渡費用)－特別控除額
一時所得	総収入金額－支出金額－特別控除額
雑所得	公的年金………年金額－公的年金等控除額
	公的年金等以外…総収入金額－必要経費

※ 詳しい計算方法については最寄りの税務署にご確認ください。

(2) 収入が公的年金の場合の所得金額の計算方法

$$\text{所得の金額} = \text{年金額} - \text{公的年金等控除額}$$

年齢	年金額(A)	公的年金等控除額
65歳未満	130万円以下	60万円
	130万円超 410万円以下	(A) × 25% + 27.5万円
	410万円超 770万円以下	(A) × 15% + 68.5万円
	770万円超 1,000万円以下	(A) × 5% + 145.5万円
	1,000万円超	195.5万円
65歳以上	330万円以下	110万円
	330万円超 410万円以下	(A) × 25% + 27.5万円
	410万円超 770万円以下	(A) × 15% + 68.5万円
	770万円超 1,000万円以下	(A) × 5% + 145.5万円
	1,000万円超	195.5万円

※ 公的年金等以外に1,000万円を超える所得がある場合は計算式が異なります。公的年金等以外の所得が1,000万円を超え、2,000万円以下である場合には、一律10万円を上記の表の年金額に対応する公的年金等控除額欄に記載された額から差し引いた額が控除額となります。2,000万円を超える場合には一律20万円を差し引いた額が控除額となります。詳しくは最寄りの税務署にご確認ください。

(3) 収入が給与(パート含む)の場合の所得金額の計算方法

$$\text{所得の金額} = \text{給与の収入金額} - \text{給与所得控除額}$$

給与の収入金額(B)	給与所得控除額
162万5,000円以下	55万円
162万5,000円超 180万円以下	(B) × 40% - 10万円
180万円超 360万円以下	(B) × 30% + 8万円
360万円超 660万円以下	(B) × 20% + 44万円
660万円超 850万円以下	(B) × 10% + 110万円
850万円超	195万円

※ ただし、給与等の収入金額が660万円未満の場合には所得税法別表第五「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」で給与所得の金額を計算するため、上記の計算とは若干異なる場合があります。

※ 所得金額調整控除を受けられる可能性があります。詳しくは最寄りの税務署にご確認ください。

所得の計算例

退職年金受給者の配偶者がパートで働きながら年金を受けている場合の配偶者の所得の金額の計算

〔年齢:68歳 年金:70万円〕
〔続柄:妻 給与:140万円〕

① 年金の額 - 公的年金等控除額 = 公的年金の所得金額
70万円 - 110万円 = -40万円 ≒ 0円 … 0円が公的年金の所得金額

② パート収入の額 - 給与所得控除額 = 給与の所得金額
140万円 - 55万円 = 85万円 … 85万円が給与の所得金額

①、②の所得金額の合計は85万円となり、所得の見積額の合計が95万円以下であるため、源泉控除対象配偶者として控除^{*}が受けられます。

※ 退職年金受給者の所得の見積額の合計が900万円以下である場合に限ります。

8 住民税に関する事項

令和4年税制改正により扶養親族等申告書の記載方法が一部変更になりました。

住民税に関する事項は、配偶者または扶養親族に令和6年中の退職所得が見込まれる場合のみ記入してください。

【経緯】

所得税と地方税では税額計算を行う際の合計所得金額の範囲が異なります。

このため、令和4年度の税制改正により、退職所得を有する配偶者や扶養親族がいる場合、扶養親族等申告書にその配偶者や扶養親族の氏名等を記入し、市区町村長に個人住民税における合計所得金額を申告することとなりました。

※ 所得税法では合計所得金額に退職所得を含むのに対し、地方税法では分離課税の対象となる退職所得は含まれないとされております。

※ 住民税に関する詳しいことは、お住まいの市区町村の窓口にご確認ください。

9 源泉徴収税額の計算

源泉徴収税額は、次の式により求めた金額となります。

$$\text{源泉徴収税額} = (\text{退職年金支給金額} - \text{控除額}) \times 5\% \times 102.1\%^{**}$$

※東日本大震災の復興のための特別措置となります。復興特別所得税は、本来の所得税の額の2.1%相当額です。

控除の種類		控除額(月額)	
基礎的控除額	65歳以上	年金の月割額 × 25% + 65,000円 (135,000円未満の場合は135,000円)	
	65歳未満	年金の月割額 × 25% + 65,000円 (90,000円未満の場合は90,000円)	
人的控除額	源泉控除対象配偶者	一般の源泉控除対象配偶者(70歳未満)	32,500円
		老人控除対象配偶者(70歳以上)	40,000円
	控除対象扶養親族 (1人につき)	一般扶養親族(16歳以上)	32,500円
		老人扶養親族(70歳以上)	40,000円
		特定扶養親族(19歳以上23歳未満)	52,500円
	障害者(1人につき)	普通障害者	22,500円
		特別障害者	35,000円
		同居特別障害者	62,500円
	寡婦・ひとり親	寡婦	22,500円
ひとり親		30,000円	

※ 障害者控除は、年齢が16歳未満の扶養親族においても適用されます。

※ 同居特別障害者控除は、同一生計配偶者または扶養親族のうち特別障害者に該当する人で、受給者本人、その配偶者または受給者本人と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人に適用されます。

10 確定申告

(1) 確定申告

退職年金は所得税法上「雑所得」とされているため、年末調整は行いませんので、源泉徴収された所得税額と1年間の総所得に基づく所得税額との差額については確定申告により精算することとなります。

(2) 年金所得者の確定申告不要制度

公的年金等の収入額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告は必要ありません。

※上記に該当しない方は、確定申告が必要です。

※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、次のような場合など所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

- (1) マイホームを住宅ローンなどで取得した場合
- (2) 多額の医療費を払った場合
- (3) 災害や盗難にあった場合 など

※**公的年金等**…①国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法などの法律の規定に基づく年金、②恩給(一時恩給を除きます。)や過去の勤務に基づき使用者であった者から支給される年金、③確定給付企業年金契約に基づいて支給を受ける年金など

※**公的年金等以外の年金**…生命保険契約や、生命共済契約に基づく年金、互助年金など

- 確定申告に関する事など、詳しくは最寄りの税務署にご確認ください。
(所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。)
- 住民税に関する詳しいことは、お住まいの市区町村の窓口にご確認ください。

【参考】

市議会議員共済会で所得税を源泉徴収する際に適用できる控除	基礎的控除、配偶者控除、扶養控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除
市議会議員共済会で所得税を源泉徴収する際に適用できない控除	社会保険料控除、雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄付金控除、勤労学生控除、配偶者特別控除、配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、政党等寄付金特別控除

11 よくある質問と回答

1. 扶養している方がいない場合

(問) 扶養している人はいないのですが、扶養親族等申告書を提出する必要がありますか。

(答) 控除対象となる配偶者または、扶養親族がおらず、年金受給者ご本人が障害者、寡婦・ひとり親に該当しなければ、扶養親族等申告書の提出は不要です。

2. 昨年と申告内容が同じ場合

(問) 申告の内容は昨年と同じですが、扶養親族等申告書を提出する必要がありますか。

(答) 年金受給者ご本人が寡婦・ひとり親または障害者に該当する場合か、控除対象となる配偶者または扶養親族がいる場合は、昨年の申告内容と同じ内容でも扶養親族等申告書の提出が必要となります。

3. 申告内容に変更が生じた場合

(問) 扶養親族等申告書の提出後に申告内容に変更が生じた場合、市議会議員共済会に扶養親族等申告書を再度提出して、扶養親族の人数を変更することはできますか。

(答) 所得税法において雑所得とされている年金については、給与所得のような年末調整は行わないこととされており、申告内容に変更が生じた場合に生じる所得税の過不足は、翌年の確定申告により精算することになります。

※申告内容に変更が生じた場合とは、年の途中での申告書の提出や扶養人数の変更、年の途中で婚姻した場合や障害者になった等の場合のことをいいます。

※確定申告については、10ページをご覧ください。なお、確定申告に関することなど詳しいことは、最寄りの税務署にご確認ください。

4. 2か所以上の年金団体から扶養親族等申告書が送付された場合

(問) 私は議員年金と厚生年金の両方の年金を受給しています。2つの年金団体から扶養親族等申告書が送付されてきたのですが、それぞれの年金団体に扶養親族等申告書を提出する必要がありますか。

(答) 市議会議員共済会と日本年金機構のそれぞれに「扶養親族等申告書」を提出する必要があります(ご自身の基礎的控除以外の控除を受けない場合は提出不要)。

なお、市議会議員共済会とほかの公的年金から年金を受けている方は、源泉徴収された税額とその年に納付すべき税額との差額を精算するため、確定申告を行う必要があります。ただし、公的年金等の収入額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告は必要ありません(住民税の申告は必要な場合があります)。

※確定申告については、10ページをご覧ください。なお、確定申告に関することなど詳しいことは、最寄りの税務署にご確認ください。

5. 年金のほかに会社から給与を受けている場合

(問) 現在、年金を受給しながら会社に勤めています。市議会議員共済会から扶養親族等申告書が送付されてきましたが、市議会議員共済会に扶養親族等申告書を提出する必要はありますか。

(答) 会社に給与所得者の扶養控除等申告書を提出している方が、市議会議員共済会に扶養親族等申告書を提出されますと、給与と年金のそれぞれから二重で所得控除を受けることになるため、確定申告で所得税の精算を行うこととなります。このような二重控除による追加徴収を避けたい方は、扶養親族等申告書を提出する必要はありません。

※扶養親族等申告書を提出しない場合には、所得税法の規定により、年金の支給額からその年金額に応じた一定額の控除額を差し引き、そこから一律5.105%を乗じた金額が源泉徴収されます。

6. 扶養親族等申告書を紛失した場合

(問) 扶養親族等申告書を紛失してしまいました。再発行はできますか。

(答) 以下のお問合せ先(もしくは市議会議員共済会)までご連絡ください。扶養親族等申告書の再発行をさせていただきます。



ナビダイヤル®

【お問合せ先】

市議会議員共済会 年金関係書類受付係

0570-002-850

午前9時～午後5時(土・日・祝日を除く。)

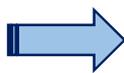


申告書の提出前にご確認ください - チェックシート -

記入の不備があった場合、申告内容を適用できないことがありますので、
ご提出の前に以下の点をご確認ください。

控除対象区分	ご確認ください項目	チェック欄 ✓
受給者ご本人様 【 ④ 3 ⑤】	申告書にご自身の氏名を記入しました。	<input type="checkbox"/>
	電話番号・住所・その他必要事項を記入しました。	<input type="checkbox"/>
	「令和 6 年中の年間所得の見積」の該当する箇所に○印をつけました。	<input type="checkbox"/>
源泉控除対象配偶者 または 障害者に該当する 同一生計配偶者 【 ④ 3 ⑤】	受給者ご本人と配偶者の「令和 6 年中の年間所得の見積額」を確認のうえ、該当する箇所に記入しました。	<input type="checkbox"/>
	申告する配偶者の「個人番号(マイナンバー)」を記入しました。	<input type="checkbox"/>
	申告する配偶者の「氏名」「続柄」「生年月日」「住所」「令和 6 年中の年間所得の見積」を記入しました。	<input type="checkbox"/>
控除対象扶養親族 【 ④ 3 ⑤】	申告する方の年間所得の見積額は 48 万円以下です。	<input type="checkbox"/>
	申告する方の「個人番号(マイナンバー)」を記入しました。	<input type="checkbox"/>
	申告する方の「氏名」「続柄」「生年月日」「住所」「令和 6 年中の年間所得の見積」を記入しました。	<input type="checkbox"/>
障害者控除 【 ④ 4 ⑤】	申告する方の年間所得の見積額は 48 万円以下です。	<input type="checkbox"/>
	申告する方それぞれの障害の区分に○印をつけました。	<input type="checkbox"/>
	申告する方それぞれの手帳の種類、交付年月日、等級等の内容を記入しました。	<input type="checkbox"/>
寡婦・ひとり親控除 を申告する方 【 ④ 5 ⑤】	該当する「区分」に○印をつけました。	<input type="checkbox"/>
扶養親族の同居 の有無 【 ④ 6 ⑤】	申告する配偶者以外の扶養親族が「非居住(国外)」の場合は該当する区分に○印をつけました。	<input type="checkbox"/>
扶養親族等申告書の 送付について	申告書を同封の返信用封筒にて郵送しました。	<input type="checkbox"/>

扶養親族等申告書を
返信する際は



同封の返信用封筒に切手を貼付してご
返信ください。

扶養親族等申告書に
関するご質問は



市議会議員共済会 年金関係書類受付係

ナビダイヤル®

0570-002-850

※共済会では、利用目的の達成に必要な範囲内において、ご提供いただいた個人情報に係る個人データの取扱いを民間事業者に委託しています。委託先に対しては、個人情報保護法に基づき、必要かつ適切な監督を行っています。